

新旧対照表

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
項目	頁	項目	頁	
発注者支援業務共通仕様書		発注者支援業務共通仕様書		
令和7年3月		令和3年3月		【改定年月修正】
鹿児島県土木部		鹿児島県土木部		
目次		目次		
第1編 総則		第1編 総則		
第1001条 適用		1 第1001条 適用	1	
第1002条 用語の定義		1 第1002条 用語の定義	1	
第1003条 業務の着手		3 第1003条 業務の着手	3	
第1004条 調査職員等		3 第1004条 調査職員等	3	
第1005条 管理技術者等		4 第1005条 管理技術者等	4	
第1006条 担当技術者の資格		4 第1006条 担当技術者の資格	4	
第1007条 適切な技術者の配置		5 第1007条 適切な技術者の配置	5	
第1008条 提出書類		5 第1008条 提出書類	5	
第1009条 打合せ等		5 第1009条 打合せ等	5	
第1010条 業務計画書		6 第1010条 業務計画書	6	
第1011条 業務に必要な資料の取扱い		6 第1011条 業務に必要な資料の取扱い	6	
第1012条 土地への立ち入り等		7 第1012条 土地の立ち入り等	6	【誤記・頁数修正】
第1013条 成果物の提出		7 第1013条 成果物の提出	7	
第1014条 関係法令及び条例等の遵守		7 第1014条 関係法令及び条例等の遵守	7	
第1015条 検査		7 第1015条 検査	7	
第1016条 再委託		7 第1016条 再委託	7	
第1017条 守秘義務		8 第1017条 守秘義務	8	
第1018条 情報セキュリティにかかる事項		8 第1018条 情報セキュリティにかかる事項	8	
第1019条 安全等の確保		8 第1019条 安全等の確保	8	
第1020条 条件変更等		9 第1020条 条件変更等	9	
第1021条 修補		9 第1021条 修補	9	
第1022条 契約変更		9 第1022条 契約変更	9	
第1023条 履行期間の変更		10 第1023条 履行期間の変更	10	
第1024条 一時中止		10 第1024条 一時中止	10	
第1025条 発注者の賠償責任		11 第1025条 発注者の賠償責任	10	【頁数修正】
第1026条 受注者の賠償責任		11 第1026条 受注者の賠償責任	11	
第1027条 部分使用		11 第1027条 部分使用	11	
第1028条 臨機の措置		11 第1028条 臨機の措置	11	
第1029条 個人情報の取扱い		11 第1029条 個人情報の取扱い	11	
第1030条 行政情報流出防止対策の強化		12 第1030条 行政情報流出防止の強化	12	【誤記修正】
第1031条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置		14 第1031条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	13	【頁数修正】

新旧对照表

[illegible]

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
第1編 総則 第1001条 適用		第1編 総則 第1001条 適用		
	1 発注者支援業務共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)は、鹿児島県土木部(港湾空港を除く。)の発注する土木工事等に係る発注者支援業務(以下、「業務」という。)に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。		1 発注者支援業務共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)は、鹿児島県土木部(港湾空港を除く。)の発注する土木工事等に係る発注者支援業務(以下、「業務」という。)に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	
	2 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。		2 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。	
	3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員等に確認して指示を受けなければならない。		3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員等に確認して指示を受けなければならない。	
	4 設計業務等、測量業務及び地質・土質調査業務等に関することについては、各共通仕様書によるものとする。		4 設計業務等、測量業務及び地質・土質調査業務等に関することについては、各共通仕様書によるものとする。	
第1002条 用語の定義		第1002条 用語の定義		
	共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。		共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。	
	1 「発注者」とは、契約当事者をいう。		1 「発注者」とは、契約当事者をいう。	
	2 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。		2 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。	
	3 「調査職員等」とは、調査又は監督職員(以下「調査職員等」という。)のことで、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書(調査職員等の条項)に規定する者であり、総括調査員、総括監督員、調査員及び監督員を総称していう。		3 「調査職員等」とは、調査又は監督職員(以下「調査職員等」という。)のことで、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書(調査職員等の条項)に規定する者であり、総括調査員、総括監督員、調査員及び監督員を総称していう。	
	4 「総括調査員等」とは、総括調査又は総括監督員(以下「総括調査員等」という。)のことで、業務の総括業務を担当し、主に管理又は主任技術者に対する指示、承諾又は、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約当事者等(会計法第29条の3第1項に規定する契約当事者等をいう。)への報告を行い、調査又は監督員の指揮監督を行う者をいう。		4 「総括調査員等」とは、総括調査又は総括監督員(以下「総括調査員等」という。)のことで、業務の総括業務を担当し、主に管理又は主任技術者に対する指示、承諾又は、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約当事者等(会計法第29条の3第1項に規定する契約当事者等をいう。)への報告を行い、調査又は監督員の指揮監督を行う者をいう。	
	重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。		重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。	
	5 「調査員等」とは、調査又は監督員(以下「調査員等」という。)のことで、業務を担当し、主に、総括調査員等が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員等への報告を行う者をいう。		5 「調査員等」とは、調査又は監督員(以下「調査員等」という。)のことで、業務を担当し、主に、総括調査員等が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員等への報告を行う者をいう。	
	6 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書(検査等の条項)の規定に基づき、検査を行う者をいう。		6 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書(検査等の条項)の規定に基づき、検査を行う者をいう。	
	7 「工事監督職員」とは、工事請負契約書(調査職員等の条項)に基づき、発注者が定め当該工事の受注者に通知した者をいう。		7 「工事監督職員」とは、工事請負契約書(監督職員の条項)に基づき、発注者が定め当該工事の受注者に通知した者をいう。	【修正】 監督職員の条項→ 調査職員等の条項

編章節条 改定案(令和7年版) 条文	編章節条 現行(令和3年版) 条文	改定理由
8 「管理技術者等」とは、管理又は主任技術者（以下「管理技術者等」という。）のことで、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書（管理技術者等の条項）の規定に基づき、受注者が定め、発注者に通知した者をいう。	8 「管理技術者等」とは、管理又は主任技術者（以下「管理技術者等」という。）のことで、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書（管理技術者等の条項）の規定に基づき、受注者が定め、発注者に通知した者をいう。	
9 「担当技術者」とは、管理技術者等のもので業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者等を除く。）をいう。	9 「担当技術者」とは、管理技術者等のもので業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者等を除く。）をいう。	
10 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	10 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	
11 「契約書」とは、発注者支援業務等委託契約書をいう。	11 「契約書」とは、発注者支援業務等委託契約書をいう。	
12 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、質問回答書をいう。	12 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書 をいう。	【県独自】 現場説明書削除
13 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。	13 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。	
14 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。	14 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。	
15 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。	15 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。	
16 「数量総括表」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。	16 「数量総括表」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。	
17 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。	17 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。 18 「質問回答書」とは、 現場説明書に関する 入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。	【削除】 【修正】 ・「現場説明書に関する」文言削除
18 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	19 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	【修正】 番号変更
19 「指示」とは、調査職員等が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	20 「指示」とは、調査職員等が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	【修正】 番号変更
20 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	21 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	【修正】 番号変更
21 「通知」とは、発注者若しくは調査職員等が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員等に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。	22 「通知」とは、発注者若しくは調査職員等が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員等に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。	【修正】 番号変更
22 「報告」とは、受注者が調査職員等に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	23 「報告」とは、受注者が調査職員等に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	【修正】 番号変更
23 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	24 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	【修正】 番号変更
24 「承諾」とは、受注者が調査職員等に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員等が書面により業務上の行為に同意することをいう。	25 「承諾」とは、受注者が調査職員等に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員等が書面により業務上の行為に同意することをいう。	【修正】 番号変更
25 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	26 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	【修正】 番号変更
26 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	27 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	【修正】 番号変更
27 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員等と受注者が対等の立場で合議することをいう。	28 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員等と受注者が対等の立場で合議することをいう。	【修正】 番号変更
28 「提出」とは、受注者が調査職員等に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	29 「提出」とは、受注者が調査職員等に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	【修正】 番号変更

改定案(令和7年版)			現行(令和3年版)			改定理由																		
編章節条	条文		編章節条	条文																				
	29 「連絡」とは、調査職員等と受注者の間で、契約書(指示等及び協議の書面主義の条項)に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。					【追加】																		
	30 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。					【追加】																		
	31 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。					【追加】																		
	32 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを活用し、「指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出」を行う場合は、記名がなくても有効とする。		30	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は記名したものを有効とする。		【修正】																		
						【追加】																		
				一 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 二 電子納品を行う場合は、別途調査職員等と協議するものとする。		【削除】																		
	33 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員等が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。		31	「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員等が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。		【修正】																		
	34 「積算関係資料」とは、積算業務において、積算を行うための工事設計図面及び数量計算書、積算資料、特記仕様書(案)、積算データ等をいう。		32	「積算関係資料」とは、積算業務において、積算を行うための工事設計図面及び数量計算書、積算資料、特記仕様書(案)、積算データ等をいう。		番号変更 【修正】																		
	35 「検査」とは、契約書(検査等の条項)に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。		33	「検査」とは、契約書(検査等の条項)に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。		【修正】																		
	36 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。		34	「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。		番号変更 【修正】																		
	37 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。		35	「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。		【修正】																		
	38 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員等が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。		36	「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員等が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。		番号変更 【修正】																		
	39 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員等が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。		37	「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員等が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。		【修正】																		
第1003条	業務の着手		第1003条	業務の着手																				
	受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後、15日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下、「休日等」という。)を含まない。)以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者等が業務の実施のため調査職員等との打合せを行うことをいう。			受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後、15日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下、「休日等」という。)を含まない。)以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者等が業務の実施のため調査職員等との打合せを行うことをいう。																				
第1004条	調査職員等		第1004条	調査職員等																				
	1 発注者は、下表の各業務における調査職員等を定め、受注者に通知するものとする。			1 発注者は、下表の各業務における調査職員等を定め、受注者に通知するものとする。																				
	<table><tr><th>業務名</th><th colspan="2">調査職員等</th></tr><tr><td>積算を含む業務</td><td>総括調査員</td><td>調査員</td></tr><tr><td>施工管理業務のみ</td><td>総括監督員</td><td>監督員</td></tr></table>		業務名	調査職員等		積算を含む業務	総括調査員	調査員	施工管理業務のみ	総括監督員	監督員		<table><tr><th>業務名</th><th colspan="2">調査職員等</th></tr><tr><td>積算を含む業務</td><td>総括調査員</td><td>調査員</td></tr><tr><td>施工管理業務のみ</td><td>総括監督員</td><td>監督員</td></tr></table>		業務名	調査職員等		積算を含む業務	総括調査員	調査員	施工管理業務のみ	総括監督員	監督員	
業務名	調査職員等																							
積算を含む業務	総括調査員	調査員																						
施工管理業務のみ	総括監督員	監督員																						
業務名	調査職員等																							
積算を含む業務	総括調査員	調査員																						
施工管理業務のみ	総括監督員	監督員																						

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由																		
編章節条	条文	編章節条	条文																			
	(「測量、土木関係建設コンサルタント業務(設計)、地質調査及び地質調査及び補償関係コンサルタント業務における委託契約書標準書式等の取扱いについて(通知)」H29.3.29による)		(「測量、土木関係建設コンサルタント業務(設計)、地質調査及び地質調査及び補償関係コンサルタント業務における委託契約書標準書式等の取扱いについて(通知)」H29.3.29による)																			
	2 調査職員等は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。		2 調査職員等は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。																			
	3 契約書の規定に基づく調査職員等の権限は、契約書(調査職員等の権限の条項)に規定した事項である。		3 契約書の規定に基づく調査職員等の権限は、契約書(調査職員等の権限の条項)に規定した事項である。																			
	4 調査職員等がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員等が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員等は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。		4 調査職員等がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員等が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員等は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。																			
第1005条	管理技術者等	第1005条	管理技術者等																			
	1 受注者は、下表の各業務における管理技術者等を定め、発注者に通知するものとする。		1 受注者は、下表の各業務における管理技術者等を定め、発注者に通知するものとする。																			
	<table><tr><th>業 務 名</th><th colspan="2">管 理 技 術 者 等</th></tr><tr><td>積算を含む業務</td><td>管理技術者</td><td>担当技術者</td></tr><tr><td>施工管理業務のみ</td><td>主任技術者</td><td>担当技術者</td></tr></table>	業 務 名	管 理 技 術 者 等		積算を含む業務	管理技術者	担当技術者	施工管理業務のみ	主任技術者	担当技術者		<table><tr><th>業 務 名</th><th colspan="2">管 理 技 術 者 等</th></tr><tr><td>積算を含む業務</td><td>管理技術者</td><td>担当技術者</td></tr><tr><td>施工管理業務のみ</td><td>主任技術者</td><td>担当技術者</td></tr></table>	業 務 名	管 理 技 術 者 等		積算を含む業務	管理技術者	担当技術者	施工管理業務のみ	主任技術者	担当技術者	
業 務 名	管 理 技 術 者 等																					
積算を含む業務	管理技術者	担当技術者																				
施工管理業務のみ	主任技術者	担当技術者																				
業 務 名	管 理 技 術 者 等																					
積算を含む業務	管理技術者	担当技術者																				
施工管理業務のみ	主任技術者	担当技術者																				
	(「測量、土木関係建設コンサルタント業務(設計)、地質調査及び補償関係コンサルタント業務における委託契約書標準書式等の取扱いについて(通知)」H29.3.29による)		(「測量、土木関係建設コンサルタント業務(設計)、地質調査及び補償関係コンサルタント業務における委託契約書標準書式等の取扱いについて(通知)」H29.3.29による)																			
	2 管理技術者等に委任できる権限は契約書(管理技術者等の条項)に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者等に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者等は受注者の一切の権限(契約書(管理技術者等の条項)の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ発注者及び調査職員等は管理技術者等に対して指示等を行えば足りるものとする。		2 管理技術者等に委任できる権限は契約書(管理技術者等の条項)に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者等に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者等は受注者の一切の権限(契約書(管理技術者等の条項)の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ発注者及び調査職員等は管理技術者等に対して指示等を行えば足りるものとする。																			
	3 管理技術者等は、第2002条、第3002条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。		3 管理技術者等は、第2002条、第3002条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。																			
	4 管理技術者等は、業務の履行にあたり、次のいずれか資格等を有し、かつ発注者が別に示す業務の実績があり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。		4 管理技術者等は、業務の履行にあたり、次のいずれか資格等を有し、かつ発注者が別に示す業務の実績があり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。																			
	・技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)		・技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)																			
	・一級土木施工管理技士		・一級土木施工管理技士																			
	・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者		・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者																			
	・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)		・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)																			
	・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門限る)		・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門限る)																			
	・技術的行政経験を25年以上有する者		・技術的行政経験を25年以上有する者																			
	5 管理技術者等は、調査職員等が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。		5 管理技術者等は、調査職員等が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。																			
	6 管理技術者等は、担当技術者を兼ねることはできない。		6 管理技術者等は、担当技術者を兼ねることはできない。																			

編章節条	改定案(令和7年版) 条文	編章節条	現行(令和3年版) 条文	改定理由
第1006条	担当技術者の資格	第1006条	担当技術者の資格	
	1 第2001条, 第3001条で示されている担当技術者については, 次のいずれかに該当するか, 又は発注者が別に示す業務の実績を有する者であること。		1 第2001条, 第3001条で示されている担当技術者については, 次のいずれかに該当するか, 又は発注者が別に示す業務の実績を有する者であること。	
	また, 業務内容が土木以外の分野であるもの, 若しくは相当程度含まれるものについては, 発注者が別に示す資格を有すること。 ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門), 技術士補(建設部門) ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士		また, 業務内容が土木以外の分野であるもの, 若しくは相当程度含まれるものについては, 発注者が別に示す資格を有すること。 ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門), 技術士補(建設部門) ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士	
	・土木学会特別上級土木技術者, 土木学会上級土木技術者, 土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ), 公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限 ・技術的行政経験を10年以上有する者		・土木学会特別上級土木技術者, 土木学会上級土木技術者, 土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ), 公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限 ・技術的行政経験を10年以上有する者	
	2 受注者は担当技術者を定めた場合は, その氏名, その他必要な事項を調査職員等に通知しなければならない。		2 受注者は担当技術者を定めた場合は, その氏名, その他必要な事項を調査職員等に通知しなければならない。	
第1007条	適切な技術者の配置	第1007条	適切な技術者の配置	
	調査職員等は, 必要に応じて, 次に示す事項について報告を求めることができる。 一 技術者経歴・職歴		調査職員等は, 必要に応じて, 次に示す事項について報告を求めることができる。 一 技術者経歴・職歴	
第1008条	提出書類	第1008条	提出書類	
	1 受注者は, 発注者が指定した様式により, 契約締結後に関係書類を調査職員等を経て, 発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし, 業務委託料(以下, 「委託料」という。)に係る請求書, 請求代金代理受領承諾書, 遅延利息請求書, 調査職員等に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。		1 受注者は, 発注者が指定した様式により, 契約締結後に関係書類を調査職員等を経て, 発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし, 業務委託料(以下, 「委託料」という。)に係る請求書, 請求代金代理受領承諾書, 遅延利息請求書, 調査職員等に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。	
	2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは, 受注者において様式を定め, 提出するものとする。ただし, 発注者がその様式を指示した場合は, これに従わなければならない。		2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは, 受注者において様式を定め, 提出するものとする。ただし, 発注者がその様式を指示した場合は, これに従わなければならない。	
	3 受注者は, 契約時又は変更時において, 契約金額が100万円以上の業務について, 業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき, 受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し, 調査職員の確認を受けた上で, 受注時は契約締結後, 15日(休日等を除く)以内に, 登録内容の変更時は変更があった日から, 15日(休日等を除く)以内に, 完了時は業務完了後, 15日(休日等を除く)以内に, 訂正時は適宜 , 登録機関に登録申請しなければならない。なお, 登録できる技術者は, 業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は 8名 までとする。)		3 受注者は, 契約時又は変更時において, 契約金額が100万円以上の業務について, 業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき, 受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成しテクリスから調査職員等にメール送信し, 調査職員等の確認を受けた上で, 受注時は契約締結後, 15日(休日等を除く)以内に, 登録内容の変更時は変更があった日から, 15日(休日等を除く)以内に, 完了時は業務完了後, 15日(休日等を除く)以内に, 書面により調査職員等の確認を受けたうえで , 登録機関に登録申請しなければならない。なお, 登録できる技術者は, 業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は 3名 までとする。)	【修正】 ・「訂正時は適宜」文言追加 ・登録技術者3名→8名

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
	また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。			【追加】 国に準拠
	また、登録機関発行の「登録内容確認書」に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。			【追加】 国に準拠
	また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。			【追加】 国に準拠
	ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。		ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。	【県独自】
第1009条	打合せ等	第1009条	打合せ等	
	1 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員等は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。		1 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員等は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。	
	なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。		なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。	
	2 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者等と調査職員等は打合せを行うものとし、その結果について書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。打合せには担当技術者を同席させるものとする。		2 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者等と調査職員等は打合せを行うものとし、その結果について書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。打合せには担当技術者を同席させるものとする。	
	3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議するものとする。		3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議するものとする。	
第1010条	業務計画書	第1010条	業務計画書	
	1 受注者は契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、調査職員等に提出しなければならない。		1 受注者は契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、調査職員等に提出しなければならない。	
	2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、積算業務においては、「七 その他」に積算関係資料の管理体制を記載するものとする。		2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、積算業務においては、「七 その他」に積算関係資料の管理体制を記載するものとする。	【修正】 国に準拠
	一 業務概要		一 業務概要	
	二 実施方針(情報セキュリティに関する対策を含む)		二 実施方針(情報セキュリティに関する対策を含む)	
	三 業務工程		三 業務工程	
	四 業務組織計画		四 業務組織計画	
	五 打合せ計画		五 打合せ計画	
	六 連絡体制(緊急時含む)		六 連絡体制(緊急時含む)	
	七 その他		七 その他	
	3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員等に変更業務計画書を提出しなければならない。		3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員等に変更業務計画書を提出しなければならない。	
	4 調査職員等が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。		4 調査職員等が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。	

改定案(令和7年版) 編章節条 条文	現行(令和3年版) 編章節条 条文	改定理由
第1011条 業務に必要な資料の取扱い 1 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。 2 調査職員等は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。 3 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員等に返却するものとする。 4 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。 5 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。 6 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。	第1011条 業務に必要な資料の取扱い 1 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。 2 調査職員等は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。 3 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員等に返却するものとする。 4 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。 5 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。 6 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。	
第1012条 土地への立ち入り等 1 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書(土地への立ち入りの条項)の定めに従って調査職員等及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員等に報告し指示を受けなければならない。 2 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員等に報告するものとし、報告を受けた調査職員等は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。 なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員等の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員等と協議により定めるものとする。	第1012条 土地への立ち入り等 1 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書(土地への立ち入りの条項)の定めに従って調査職員等及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員等に報告し指示を受けなければならない。 2 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員等に報告するものとし、報告を受けた調査職員等は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。 なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員等の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員等と協議により定めるものとする。	
第1013条 成果物の提出 1 受注者は、業務が完了したときは、第2005条、第3006条に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員等の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。 3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。	第1013条 成果物の提出 1 受注者は、業務が完了したときは、第2005条、第3006条に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員等の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。 3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。	
第1014条 関係法令及び条例等の遵守 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。	第1014条 関係法令及び条例等の遵守 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。	
第1015条 検査	第1015条 検査	

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
第1016条	再委託	第1016条	再委託	
	1 受注者は、契約書(検査及び引渡しの条項)の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員等に提出していなければならない。		1 受注者は、契約書(検査及び引渡しの条項)の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員等に提出していなければならない。	
	2 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。		2 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。	
第1017条	再委託	第1017条	再委託	
	1 契約書(一括再委託等の禁止の条項)に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 一 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等		1 契約書(一括再委託等の禁止の条項)に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 一 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等	
	2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。		2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。	
第1017条	守秘義務	第1017条	守秘義務	
	3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。		3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。	
	4 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。		4 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。	
第1017条	守秘義務	第1017条	守秘義務	
	なお、再委託の相手方は、鹿児島県の測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者である場合は、鹿児島県知事から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中であってはならない。		なお、再委託の相手方は、鹿児島県の測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者である場合は、鹿児島県知事から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中であってはならない。	
	1 受注者は、契約書(秘密の保持等の条項)の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。		1 受注者は、契約書(秘密の保持等の条項)の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。	
第1017条	守秘義務	第1017条	守秘義務	
	2 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。		2 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。	
	3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1010条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。		3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1010条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。	
第1017条	守秘義務	第1017条	守秘義務	
	4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。		4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。	
	5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。		5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。	
第1017条	守秘義務	第1017条	守秘義務	
	6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。		6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。	

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
	7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。		7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。	
第1018条	情報セキュリティにかかる事項	第1018条	情報セキュリティにかかる事項	
	受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。		受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。	
第1019条	安全等の確保	第1019条	安全等の確保	
	1 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。		1 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。	
	2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。		2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。	
	3 受注者は、業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。		3 受注者は、業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。	
	4 受注者は、業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。		4 受注者は、業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。	
	5 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。		5 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。	
	一 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。		一 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。	
	二 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。		二 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	
	三 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。		三 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	
	6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。		6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。	
	7 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。		7 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。	
	8 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員等に報告するとともに、調査職員等が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員等に提出し、調査職員等から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。		8 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員等に報告するとともに、調査職員等が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員等に提出し、調査職員等から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。	
第1020条	条件変更等	第1020条	条件変更等	
	1 契約書(条件変更等の条項)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書(不可抗力による損害の条項)に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。		1 契約書(条件変更等の条項)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書(不可抗力による損害の条項)に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。	

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
	2 調査職員等が、受注者に対して契約書(条件変更等の条項)、(設計図書等の変更等の条項)及び(業務にかかるこの提案の条項)の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。		2 調査職員等が、受注者に対して契約書(条件変更等の条項)、(設計図書等の変更等の条項)及び(業務にかかるこの提案の条項)の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。	
第1021条	修補	第1021条	修補	
	1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。		1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。	
	2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。		2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。	
	3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。		3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。	
	4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書(検査及び引渡し)の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。		4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書(検査及び引渡し)の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	
第1022条	契約変更	第1022条	契約変更	
	1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。		1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。	
	一 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合		一 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合	
	二 履行期間の変更を行う場合		二 履行期間の変更を行う場合	
	三 調査職員等と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合		三 調査職員等と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合	
	四 契約書(業務委託料の変更に代える設計図書の変更の条項)の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合		四 契約書(業務委託料の変更に代える設計図書の変更の条項)の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合	
	2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。		2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。	
	一 第1020条の規定に基づき、調査職員等が受注者に指示した事項		一 第1020条の規定に基づき、調査職員等が受注者に指示した事項	
	二 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項		二 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項	
	三 その他発注者又は調査職員等と受注者との協議で決定された事項		三 その他発注者又は調査職員等と受注者との協議で決定された事項	
第1023条	履行期間の変更	第1023条	履行期間の変更	
	1 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。		1 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。	
	2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。		2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。	
	3 受注者は、契約書(受注者の請求による履行期間の延長の条項)の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。		3 受注者は、契約書(受注者の請求による履行期間の延長の条項)の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	
	4 契約書(発注者の請求による履行期間の短縮等の条項)に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。		4 契約書(発注者の請求による履行期間の短縮等の条項)に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	
第1024条	一時中止	第1024条	一時中止	

改定案(令和7年版) 編章節条 条文	現行(令和3年版) 編章節条 条文	改定理由
1 契約書(業務の中止の条項)の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下、「天災等」という。)による業務の中断については、第1028条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1 契約書(業務の中止の条項)の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下、「天災等」という。)による業務の中断については、第1028条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	
一 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合 二 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合	一 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合 二 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合	
三 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合	三 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合	
四 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合	四 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合	
五 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員等の安全確保のため必要があると認めた場合	五 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員等の安全確保のため必要があると認めた場合	
六 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合	六 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合	
2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員等の指示に従わない場合等、調査職員等が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。	2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員等の指示に従わない場合等、調査職員等が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。	
3 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、調査職員等の指示に従わなければならない。	3 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、調査職員等の指示に従わなければならない。	
第1025条 発注者の賠償責任	第1025条 発注者の賠償責任	
発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。	発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。	
一 契約書第(一般的損害の条項)に規定する一般的損害、契約書(第三者に及ぼした損害の条項)に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 二 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合	一 契約書第(一般的損害の条項)に規定する一般的損害、契約書(第三者に及ぼした損害の条項)に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 二 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合	
第1026条 受注者の賠償責任	第1026条 受注者の賠償責任	
受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 一 契約書(一般的損害の条項)に規定する一般的損害、契約書(第三者に及ぼした損害の条項)に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 二 契約書(契約不適合責任の条項)に規定する契約不適合責任として請求された場合	受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 一 契約書(一般的損害の条項)に規定する一般的損害、契約書(第三者に及ぼした損害の条項)に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 二 契約書(契約不適合責任の条項)に規定する契約不適合責任として請求された場合	
三 受注者の責により損害が生じた場合	三 受注者の責により損害が生じた場合	
第1027条 部分使用	第1027条 部分使用	
1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書(引渡前における成果物の使用)の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書(引渡前における成果物の使用)の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	
一 別途業務の使用に供する必要がある場合	一 別途業務の使用に供する必要がある場合	
二 その他特に必要と認められた場合	二 その他特に必要と認められた場合	

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
第1028条	2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。	第1028条	2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。	
	臨機の措置		臨機の措置	
第1029条	1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員等に報告しなければならない。	第1029条	1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員等に報告しなければならない。	
	2 調査職員等は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。		2 調査職員等は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。	
第1029条 個人情報の取扱い		第1029条 個人情報の取扱い		
1 基本的事項		1 基本的事項		
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。		受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。		
2 秘密の保持		2 秘密の保持		
受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。		受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。		
3 取得の制限		3 取得の制限		
受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。		受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。		
4 利用及び提供の制限		4 利用及び提供の制限		
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。		受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。		
5 複写等の禁止		5 複写等の禁止		
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。		受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。		
6 再委託の禁止		6 再委託の禁止		
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。		受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。		
7 事案発生時における報告		7 事案発生時における報告		
受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。		受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。		

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)	改定理由
編章節条	条文	編章節条	
8	資料等の返却等	8	資料等の返却等
	受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。		受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
9	管理の確認等	9	管理の確認等
	発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。		発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。
10	管理体制の整備	10	管理体制の整備
	受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。		受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。
11	従事者への周知	11	従事者への周知
	受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。		受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
第1030条	行政情報流出防止対策の強化	第1030条	行政情報流出防止対策の強化
1	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。	1	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2	受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 (関係法令等の遵守)	2	受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 (関係法令等の遵守)
	行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 (行政情報の目的外使用の禁止)		行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 (行政情報の目的外使用の禁止)
	受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。 (社員等に対する指導)		受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。 (社員等に対する指導)
一	受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下、「社員等」という。)に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底	一	受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下、「社員等」という。)に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底
二	受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。	二	受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
三	受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。 (契約終了時等における行政情報の返却)	三	受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。 (契約終了時等における行政情報の返却)

改定案(令和7年版) 編章節条 条文	現行(令和3年版) 編章節条 条文	改定理由
受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。	受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。	
(電子情報の管理体制の確保)	(電子情報の管理体制の確保)	
一 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下、「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第1010条で示す業務計画書に記載するものとする。	一 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下、「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第1010条で示す業務計画書に記載するものとする。	
二 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。	二 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。	
1)本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策	1)本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策	
2)電子情報の保存等に関するセキュリティ対策	2)電子情報の保存等に関するセキュリティ対策	
3)電子情報を移送する際のセキュリティ対策	3)電子情報を移送する際のセキュリティ対策	
(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)	(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)	
受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。	受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。	
一 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用	一 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用	
二 セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用	二 セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用	
三 セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存	三 セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存	
四 セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送	四 セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送	
五 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送	五 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送	
(事故の発生時の措置)	(事故の発生時の措置)	
一 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。	一 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。	
二 この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。	二 この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。	
三 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。	三 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。	
第1031条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	第1031条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	
1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。	1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。	
2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。	2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。	
3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。	3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。	
4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。	4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。	
第1032条 保険加入の義務	第1032条 保険加入の義務	

[illegible]

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
第2編 積算業務		第2編 積算業務		
第2001条	担当技術者	第2001条	担当技術者	
	1 担当技術者は、第2002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行わなければならない。 ・業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事標準積算基準書(共通編)」、(河川編)、(道路編)、(港湾・漁港編)」等を十分理解し、厳正に実施すること。		1 担当技術者は、第2002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行わなければならない。 ・業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事標準積算基準書(共通編)」、(河川編)、(道路編)、(港湾・漁港編)」等を十分理解し、厳正に実施すること。	
	2 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、関連する土木工事の施工方法等についても把握しておくこと。		2 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、関連する土木工事の施工方法等についても把握しておくこと。	
第2002条	業務内容	第2002条	業務内容	
	受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工種毎に、次に示す内容を行うものとする。		受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工種毎に、次に示す内容を行うものとする。	
	1 積算に必要な現地調査 受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で調査職員等に提出のうえ、積算に用いる現場条件について調査職員等の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前に調査職員等にその内容を協議の上、行うものとする。		1 積算に必要な現地調査 受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で調査職員等に提出のうえ、積算に用いる現場条件について調査職員等の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前に調査職員等にその内容を協議の上、行うものとする。	
	2 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成 受注者は、契約図書等に明示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表(数量計算書)を作成するものとする。なお、数量総括表(数量計算書)は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。		2 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成 受注者は、契約図書等に明示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表(数量計算書)を作成するものとする。なお、数量総括表(数量計算書)は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。	
	3 積算資料作成 受注者は、積算のために必要な諸数値(システム入力データ等)の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び仮(架)設計画、特記仕様書(現場説明時の参考資料を含む)の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。		3 積算資料作成 受注者は、積算のために必要な諸数値(システム入力データ等)の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び仮(架)設計画、特記仕様書(現場説明時の参考資料を含む)の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。	
	4 積算システムへの積算データ入力(データリストの作成) 受注者は、土木工事標準積算基準書等の積算基準類及び第1項から第3項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体(CD等)に保存し提出するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。		4 積算システムへの積算データ入力(データリストの作成) 受注者は、土木工事標準積算基準書等の積算基準類及び第1項から第3項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体(CD等)に保存し提出するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。	
第2003条	留意事項	第2003条	留意事項	
	1 受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項についてもあわせて実施すること。 一 設計成果物の内容把握		1 受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項についてもあわせて実施すること。 一 設計成果物の内容把握	

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
	発注者から貸与された設計成果物について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握すること。		発注者から貸与された設計成果物について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握すること。	
	二 関連工事の把握		二 関連工事の把握	
	発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。		発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。	
	三 新技術及び特許工法等の把握		三 新技術及び特許工法等の把握	
	新技術(NETIS登録技術に限る)及び特許工法等(特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法(工事材料を含む))が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書(案)等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。		新技術(NETIS登録技術に限る)及び特許工法等(特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法(工事材料を含む))が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書(案)等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。	
	2 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。		2 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。	
	3 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行		3 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行	
	・土木工事標準積算基準書		・土木工事標準積算基準書	
	・建設機械等損料算定表		・建設機械等損料算定表	
	・土木工事共通仕様書		・土木工事共通仕様書	
			・土木工事数量算出要領(案)	【削除】 県策定なし
第2004条 報告等		第2004条 報告等		
	受注者は、業務完了時において業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を調査職員等に書面(引継事項記載書)で提出するものとする。		受注者は、業務完了時において業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を調査職員等に書面(引継事項記載書)で提出するものとする。	
	・業務実施にあたり留意すべき点(積算上必要となる施工条件等)		・業務実施にあたり留意すべき点(積算上必要となる施工条件等)	
第2005条 成果物		第2005条 成果物		
	積算業務の成果物は次のとおりとする。		積算業務の成果物は次のとおりとする。	
	一 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書) 1式		一 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書) 1式	
	二 積算資料 1式		二 積算資料 1式	
	三 積算データ(記録媒体 CD等)		三 積算データ(記録媒体 CD等)	
	四 打合せ記録簿		四 打合せ記録簿	
	五 引継事項記載書		五 引継事項記載書	
第2006条 引き渡し前における成果物の使用		第2006条 引き渡し前における成果物の使用		
	発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。		発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。	

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
第3編 施工管理業務 第3001条 担当技術者	1 担当技術者は、第3002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。 一 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事現場監督要領」等を十分理解し、厳正に実施すること。 二 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員等にその内容を正確に伝えること。 三 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。 四 業務の実施にあたって、関係法令等、業務対象工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。 2 担当技術者は、第3002条のうち管理技術者から指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。	第3編 施工管理業務 第3001条 担当技術者	1 担当技術者は、第3002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。 一 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事現場監督要領」等を十分理解し、厳正に実施すること。 二 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員等にその内容を正確に伝えること。 三 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。 四 業務の実施にあたって、関係法令等、業務対象工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。 2 担当技術者は、第3002条のうち管理技術者から指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。	
第3002条 業務内容	受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、次に示す内容を行うものとする。 1 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等 一 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する「指示・協議に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成」を行い、提出するものとする。 二 受注者は、工事受注者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。 三 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。 1)設計図書が現場条件と一致しないこと。 2)設計図書に誤謬又は脱漏があること。 3)設計図書の表示が明確でないこと。 4)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 5)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 6)工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。 四 受注者は、工事の設計変更若しくは契約担当者等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)作成を行い、提出するものとする。 2 業務対象工事の施工状況の照合等 一 受注者は、使用材料(支給材料等を含む。)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。 二 受注者は、施工状況(段階確認)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。 三 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに	受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、次に示す内容を行うものとする。 1 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等 一 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する「指示・協議に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成」を行い、提出するものとする。 二 受注者は、工事受注者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。 三 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。 1)設計図書が現場条件と一致しないこと。 2)設計図書に誤謬又は脱漏があること。 3)設計図書の表示が明確でないこと。 4)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 5)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 6)工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。 四 受注者は、工事の設計変更若しくは契約担当者等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)作成を行い、提出するものとする。 2 業務対象工事の施工状況の照合等 一 受注者は、使用材料(支給材料等を含む。)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。 二 受注者は、施工状況(段階確認)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。 三 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに		

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
	四 受注者は、不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。		四 受注者は、不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。	
	五 受注者は完成検査等の受験書類について指示・協議・提出等の資料の照合を行うものとする。		五 受注者は完成検査等の受験書類について指示・協議・提出等の資料の照合を行うものとする。	
	3 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成		3 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成	
	受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。		受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。	
	4 工事検査等への臨場		4 工事検査等への臨場	
	受注者は、調査職員等の指示に従い、工事監督職員のもと、中間検査、技術検査を伴う既済部分検査(性質上可分の工事の完済部分検査を含む)、完成検査等に臨場するものとする。		受注者は、調査職員等の指示に従い、工事監督職員のもと、中間検査、技術検査を伴う既済部分検査(性質上可分の工事の完済部分検査を含む)、完成検査等に臨場するものとする。	
	5 その他		5 その他	
	受注者は、上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員等の指示により、情報の収集等を行うものとする。		受注者は、上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員等の指示により、情報の収集等を行うものとする。	
第3003条	管理技術者等の行う業務	第3003条	管理技術者等の行う業務	
	管理技術者等は、第1005条に示す業務のほか、次に示す業務を実施しなければならない。		管理技術者等は、第1005条に示す業務のほか、次に示す業務を実施しなければならない。	
	1 工事管理		1 工事管理	
	管理技術者等は、対象工事毎に契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。		管理技術者等は、対象工事毎に契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。	
第3004条	業務委託証明書	第3004条	業務委託証明書	
	受注者は、業務を行う担当技術者等の業務委託証明書発行申請書を調査職員等に提出し、業務委託証明書発行の確認を受けなければならない。なお、担当技術者は業務委託証明書を携帯し業務にあたらなければならない。		受注者は、業務を行う担当技術者等の業務委託証明書発行申請書を調査職員等に提出し、業務委託証明書発行の確認を受けなければならない。なお、担当技術者は業務委託証明書を携帯し業務にあたらなければならない。	
第3005条	報告	第3005条	報告	
	1 受注者は、次に挙げる事項を記入した業務報告書を作成し、調査職員等に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。		1 受注者は、次に挙げる事項を記入した業務報告書を作成し、調査職員等に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。	
	二 実施した業務の内容		二 実施した業務の内容	
	二 その他必要事項		二 その他必要事項	
	2 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を調査職員等に書面(引継事項記載書)で提出するものとする。		2 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を調査職員等に書面(引継事項記載書)で提出するものとする。	
	一 業務実施にあたり留意すべき点(施工条件、沿道状況、地元との協議内容等)		一 業務実施にあたり留意すべき点(施工条件、沿道状況、地元との協議内容等)	
	二 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況		二 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況	
第3006条	成果物	第3006条	成果物	
	施工管理業務の成果物は次のとおりとする。		施工管理業務の成果物は次のとおりとする。	

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
一 業務報告書		一 業務報告書		
二 引継事項記載書		二 引継事項記載書		

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由												
編章節条	条文	編章節条	条文													
第 1条	発注者支援(積算)業務 特記仕様書(案) 適用範囲 本特記仕様書は、次の業務(以下「本業務」という。)に適用する。 ○業務名:令和 年度 発注者支援(積算)業務委託(〇〇工区) ○業務箇所:1 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部管内〇〇工区) 2 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部〇〇支所管内〇〇工区)	第 1条	発注者支援(積算)業務 特記仕様書(案) 適用範囲 本特記仕様書は、次の業務(以下「本業務」という。)に適用する。 ○業務名:令和 年度 発注者支援(積算)業務委託(〇〇工区) ○業務箇所:1 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部管内〇〇工区) 2 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部〇〇支所管内〇〇工区)													
第 2条	業務目的 本業務は、各地域振興局(支庁)建設部において適切な工事の発注を確保するとともに、必要な設計図書及び積算関連資料の作成等を目的とする。	第 2条	業務目的 本業務は、各地域振興局(支庁)建設部において適切な工事の発注を確保するとともに、必要な設計図書及び積算関連資料の作成等を目的とする。													
第 3条	業務期間 業務期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。	第 3条	業務期間 業務期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。													
第 4条	準拠図書 本業務は、契約図書によるほか、関連法令及び条例を遵守した上で、次の仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準等に基づき履行するものとする。	第 4条	準拠図書 本業務は、契約図書によるほか、関連法令及び条例を遵守した上で、次の仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準等に基づき履行するものとする。													
第 5条	○発注者支援業務共通仕様書(令和7年3月鹿児島県土木部制定) 前払い金及び部分払い 本業務は、請負金額の10分の3以内の前金払の支払いを請求することができるものとする。 なお、部分払いは行わないものとする。	第 5条	○発注者支援業務共通仕様書(令和3年3月鹿児島県土木部制定) 前払い金及び部分払い 本業務は、請負金額の10分の3以内の前金払の支払いを請求することができるものとする。 なお、部分払いは行わないものとする。	R7に更新												
第 6条	管理技術者及び担当技術者の資格等 本業務に従事する管理技術者及び担当技術者の資格等は、次のとおりとする。	第 6条	管理技術者及び担当技術者の資格等 本業務に従事する管理技術者及び担当技術者の資格等は、次のとおりとする。													
	<table><tr><th>職 階</th><th>資 格 等</th></tr><tr><td>管理技術者</td><td>次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を25年以上有する者 【実績】 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者</td></tr><tr><td>担当技術者</td><td>次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門)、 技術士(土木(建設部)) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を10年以上有する者 【実績】 ⑦ 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務とは、鹿児島県が発注した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の積算又は監督職員又は検査職員」として従事した経験</td></tr></table>	職 階	資 格 等	管理技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を25年以上有する者 【実績】 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者	担当技術者	次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門)、 技術士(土木(建設部)) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を10年以上有する者 【実績】 ⑦ 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務とは、鹿児島県が発注した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の積算又は監督職員又は検査職員」として従事した経験		<table><tr><th>職 階</th><th>資 格 等</th></tr><tr><td>管理技術者</td><td>次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を25年以上有する者 【実績】 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者</td></tr><tr><td>担当技術者</td><td>次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門)、 技術士(土木(建設部)) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を10年以上有する者 【実績】 ⑦ 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務とは、鹿児島県が発注した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の積算又は監督職員又は検査職員」として従事した経験</td></tr></table>	職 階	資 格 等	管理技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を25年以上有する者 【実績】 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者	担当技術者	次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門)、 技術士(土木(建設部)) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を10年以上有する者 【実績】 ⑦ 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務とは、鹿児島県が発注した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の積算又は監督職員又は検査職員」として従事した経験	
職 階	資 格 等															
管理技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を25年以上有する者 【実績】 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者															
担当技術者	次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門)、 技術士(土木(建設部)) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を10年以上有する者 【実績】 ⑦ 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務とは、鹿児島県が発注した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の積算又は監督職員又は検査職員」として従事した経験															
職 階	資 格 等															
管理技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を25年以上有する者 【実績】 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者															
担当技術者	次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術専門部門一級又は建設部門)、 技術士(土木(建設部)) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的所収経歴を10年以上有する者 【実績】 ⑦ 過去に同種(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務とは、鹿児島県が発注した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の積算又は監督職員又は検査職員」として従事した経験															

編章節条 改定案(令和7年版) 条文	編章節条 現行(令和3年版) 条文	改定理由
第7条 業務計画書 1 受注者は、共通仕様書第1010条に基づき業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2 業務計画書には、照査計画を記載するものとする。 3 本業務の実施体制として、担当技術者の配置計画等を記載するものとする。 4 本業務は工事発注情報や予定価格等に関する情報に接することから、高度な機密保持の体制が求められるほか、セキュリティ対策として一箇所に固定された場所で業務を実施する必要があることから、実施体制等について業務計画に記載するものとする。	第7条 業務計画書 1 受注者は、共通仕様書第1010条に基づき業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2 業務計画書には、照査計画を記載するものとする。 3 本業務の実施体制として、担当技術者の配置計画等を記載するものとする。 4 本業務は工事発注情報や予定価格等に関する情報に接することから、高度な機密保持の体制が求められるほか、セキュリティ対策として一箇所に固定された場所で業務を実施する必要があることから、実施体制等について業務計画に記載するものとする。	番号修正 番号修正
第8条 業務内容 1 現地調査 関係執行機関が貸与する資料(第17条関係)を基に、原則、積算に必要な現場条件等の調査、確認を行う。ただし、関係執行機関の担当職員と協議の上、必要ないと判断される場合は、この限りでない。 2 発注用設計資料の作成等 (1) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算)の作成 関係執行機関が貸与する資料(第17条関係)を基に、工事発注図面及び数量総括表(数量計算)を作成する。作成に当たっては、積算基準等に適合しているか確認を行う。ただし、資料の作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。 (2) 工事施工条件の確認及び特記仕様書(案)の修正 関係執行機関が提示する工事施工のための工程計画、仮(架)設計画及びその他の工事施工条件等について、確認の上、必要に応じて特記仕様書(案)の修正を行うものとする。 3 積算条件資料の作成 (1) 土木工事積算システムのデータ入力に必要な積算条件の整理、とりまとめを行う。 (2) 積算に用いる材料単価等がない場合は、項目の抽出(名称、規格、単位、設計数量等)を行い、関係執行機関の担当職員と協議するものとする。 (3) 積算基準等に記載のない工種については、関係執行機関の担当職員と協議するものとする。 4 土木工事積算システムへのデータ入力 土木工事積算システムのデータ入力を行うものとする。 なお、データリストは、出力し入力内容の確認チェックを行う。 5 照査 管理技術者は、工事設計書毎に以下の作業完了段階において照査を行うものとする。 (1) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算)の作成、工事施工条件の確認、特記仕様書(案)の修正 (2) 積算条件資料の作成 (3) 土木積算システムのデータ入力 (4) その他管理技術者が必要と判断する場合	第8条 業務内容 1 現地調査 関係執行機関が貸与する資料(第17条関係)を基に、原則、積算に必要な現場条件等の調査、確認を行う。ただし、関係執行機関の担当職員と協議の上、必要ないと判断される場合は、この限りでない。 2 発注用設計資料の作成等 (1) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算)の作成 関係執行機関が貸与する資料(第17条関係)を基に、工事発注図面及び数量総括表(数量計算)を作成する。作成に当たっては、積算基準等に適合しているか確認を行う。ただし、資料の作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。 (2) 工事施工条件の確認及び特記仕様書(案)の修正 関係執行機関が提示する工事施工のための工程計画、仮(架)設計画及びその他の工事施工条件等について、確認の上、必要に応じて特記仕様書(案)の修正を行うものとする。 3 積算条件資料の作成 (1) 土木工事積算システムのデータ入力に必要な積算条件の整理、とりまとめを行う。 (2) 積算に用いる材料単価等がない場合は、項目の抽出(名称、規格、単位、設計数量等)を行い、関係執行機関の担当職員と協議するものとする。 (3) 積算基準等に記載のない工種については、関係執行機関の担当職員と協議するものとする。 4 土木工事積算システムへのデータ入力 土木工事積算システムのデータ入力を行うものとする。 なお、データリストは、出力し入力内容の確認チェックを行う。 5 照査 管理技術者は、工事設計書毎に以下の作業完了段階において照査を行うものとする。 (1) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算)の作成、工事施工条件の確認、特記仕様書(案)の修正 (2) 積算条件資料の作成 (3) 土木積算システムのデータ入力 (4) その他管理技術者が必要と判断する場合	
第9条 業務内容の契約変更 本業務の設計数量は、別紙「数量総括表」のとおりとする。 なお、関係執行機関の担当職員の指示等により、この数量及び業務の内容に変更が生じる場合は、直ちに調査職員に報告し、協議の上、変更契約の対象とする。	第9条 業務内容の契約変更 本業務の設計数量は、別紙「数量総括表」のとおりとする。 なお、関係執行機関の担当職員の指示等により、この数量及び業務の内容に変更が生じる場合は、直ちに調査職員に報告し、協議の上、変更契約の対象とする。	
第10条 資料等の貸与 本業務の履行に必要な以下の資料を貸与するものとする。 なお、受注者は、貸与された資料について、業務の目的以外に複写、使用してはならない。 1 工事に係る設計成果等 (1) 設計成果等(※1) 1式	第10条 資料等の貸与 本業務の履行に必要な以下の資料を貸与するものとする。 なお、受注者は、貸与された資料について、業務の目的以外に複写、使用してはならない。 1 工事に係る設計成果等 (1) 設計成果等(※1) 1式	

編章節条 編章節条	改定案(令和7年版) 条文	編章節条 編章節条	現行(令和3年版) 条文	改定理由
	※1 発注ロット単位にとりまとめられた図面、数量計算書、特記仕様書(案)及び設計業務成果品並びに変更契約用に取りまとめられた図面及び数量計算書等		※1 発注ロット単位にとりまとめられた図面、数量計算書、特記仕様書(案)及び設計業務成果品並びに変更契約用に取りまとめられた図面及び数量計算書等	
	2 図書類		2 図書類	
	(1) 土木工事標準積算基準書(各種)		(1) 土木工事標準積算基準書(各種)	
	(2) 建設機械等損料算定表		(2) 建設機械等損料算定表	
	(3) その他積算に必要な図書		(3) その他積算に必要な図書	
	3 その他必要と認められる資料		3 その他必要と認められる資料	
第11条	土木積算システム 業務で使用する土木積算システムについては、受注者が積算システム開発者と賃貸借契約を締結するものとする。 また、契約後、発注者に対し契約書の写しを提出するものとする。 なお、賃貸した土木積算システムについては、業務の目的以外に使用してはならない。	第11条	土木積算システム 業務で使用する土木積算システムについては、受注者が積算システム開発者と賃貸借契約を締結するものとする。 また、契約後、発注者に対し契約書の写しを提出するものとする。 なお、賃貸した土木積算システムについては、業務の目的以外に使用してはならない。	
第12条	打合せ協議 本業務の打合せ協議は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について調査職員と管理技術者が打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時に打合せを行うものとする。 また、対象工事毎についても主要な段階において、関係執行機関の担当職員と打合せを行うものとする。 なお、打合せ回数の増については、原則、契約変更の対象としない。	第12条	打合せ協議 本業務の打合せ協議は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について調査職員と管理技術者が打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時に打合せを行うものとする。 また、対象工事毎についても主要な段階において、関係執行機関の担当職員と打合せを行うものとする。 なお、打合せ回数の増については、原則、契約変更の対象としない。	
第13条	電子納品 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「 鹿児島県電子納品ガイドライン 」及び「 鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き 」(以下「 電子納品ガイドライン等 」という。))に基づいて作成した電子データを指す。 【鹿児島県ウェブサイト】 ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。 また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は、正本1部提出する。 電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。	第13条	電子納品 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「 鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(令和2年3月) 」(以下「 ガイドライン 」という。))に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。	ガイドラインの更新
第14条	下検査及び成果物引渡し (技術管理室で一括発注の場合は、)共通仕様書第1015条に示す検査に先立ち、関係執行機関単位で下検査を実施するものとする。 1 受注者は関係執行機関に対し、成果品と併せて以下の資料を提出するものとする。 なお、業務完了届(下検査調書兼用)については、下検査完了後に関係執行機関から返却を受けるものとする。 (1) 業務完了届(下検査調書兼用)の原本 (2) 成果物引渡書(第1号様式)の原本 2 受注者は全ての下検査を完了したときは、発注者に対し、以下の資料を提出するものとする。 (1) 業務完了届(下検査調書兼用)の原本 (2) 成果物引渡書(第1号様式)の原本 (3) 成果物引受書(第2号様式)の原本 ～参考(下検査)～	第14条	下検査及び成果物引渡し (技術管理室で一括発注の場合は、)共通仕様書第1015条に示す検査に先立ち、関係執行機関単位で下検査を実施するものとする。 1 受注者は関係執行機関に対し、成果品と併せて以下の資料を提出するものとする。 なお、業務完了届(下検査調書兼用)については、下検査完了後に関係執行機関から返却を受けるものとする。 (1) 業務完了届(下検査調書兼用)の原本 (2) 成果物引渡書(第1号様式)の原本 2 受注者は全ての下検査を完了したときは、発注者に対し、以下の資料を提出するものとする。 (1) 業務完了届(下検査調書兼用)の原本 (2) 成果物引渡書(第1号様式)の原本 (3) 成果物引受書(第2号様式)の原本 ～参考(下検査)～	情報共有システムを用いた場合の追記

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由																														
編章節条	条文	編章節条	条文																															
	<table><tr><th>技術管理室</th><th>地域振興局建設部長</th><th>受注者</th></tr><tr><td>成果品、業務完了届</td><td>受理・確認</td><td>提出</td></tr><tr><td>検査調査（下検査用）</td><td>原本受理 ← 検査調査の原本提出・写しの保管</td><td></td></tr><tr><td>成果品引渡書</td><td>原本受理 ← 原本提出・写しの保管、受理・確認</td><td>提出</td></tr><tr><td>成果品引受書</td><td>写し受理 ← 提出・写しの保管、受理・確認</td><td>受理</td></tr></table>	技術管理室	地域振興局建設部長	受注者	成果品、業務完了届	受理・確認	提出	検査調査（下検査用）	原本受理 ← 検査調査の原本提出・写しの保管		成果品引渡書	原本受理 ← 原本提出・写しの保管、受理・確認	提出	成果品引受書	写し受理 ← 提出・写しの保管、受理・確認	受理		<table><tr><th>技術管理室</th><th>地域振興局建設部長</th><th>受注者</th></tr><tr><td>成果品、業務完了届</td><td>受理・確認</td><td>提出</td></tr><tr><td>検査調査（下検査用）</td><td>原本受理 ← 検査調査の原本提出・写しの保管</td><td></td></tr><tr><td>成果品引渡書</td><td>原本受理 ← 原本提出・写しの保管、受理・確認</td><td>提出</td></tr><tr><td>成果品引受書</td><td>写し受理 ← 提出・写しの保管、受理・確認</td><td>受理</td></tr></table>	技術管理室	地域振興局建設部長	受注者	成果品、業務完了届	受理・確認	提出	検査調査（下検査用）	原本受理 ← 検査調査の原本提出・写しの保管		成果品引渡書	原本受理 ← 原本提出・写しの保管、受理・確認	提出	成果品引受書	写し受理 ← 提出・写しの保管、受理・確認	受理	
技術管理室	地域振興局建設部長	受注者																																
成果品、業務完了届	受理・確認	提出																																
検査調査（下検査用）	原本受理 ← 検査調査の原本提出・写しの保管																																	
成果品引渡書	原本受理 ← 原本提出・写しの保管、受理・確認	提出																																
成果品引受書	写し受理 ← 提出・写しの保管、受理・確認	受理																																
技術管理室	地域振興局建設部長	受注者																																
成果品、業務完了届	受理・確認	提出																																
検査調査（下検査用）	原本受理 ← 検査調査の原本提出・写しの保管																																	
成果品引渡書	原本受理 ← 原本提出・写しの保管、受理・確認	提出																																
成果品引受書	写し受理 ← 提出・写しの保管、受理・確認	受理																																
第15条	疑義 本業務履行中に疑義を生じた場合、又は記載なき事項については、調査職員と受注者の協議によるものとする。	第15条	疑義 本業務履行中に疑義を生じた場合、又は記載なき事項については、調査職員と受注者の協議によるものとする。																															

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由												
編章節条	条文	編章節条	条文													
第1条	発注者支援(施工管理)業務 特記仕様書(案) 適用範囲 本特記仕様書は、次の業務(以下「本業務」という。)に適用する。 ○業務名:令和 年度 発注者支援(施工管理)業務委託(〇〇工区) ○業務箇所:1 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部管内〇〇工区) 2 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部〇〇支所管内〇〇工区)	第1条	発注者支援(施工管理)業務 特記仕様書(案) 適用範囲 本特記仕様書は、次の業務(以下「本業務」という。)に適用する。 ○業務名:令和 年度 発注者支援(施工管理)業務委託(〇〇工区) ○業務箇所:1 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部管内〇〇工区) 2 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部〇〇支所管内〇〇工区)													
第2条	業務目的 本仕様書は、各地域振興局(支庁)建設部において適切な施工と良質な品質確保のため、施行状況の照合及び確認・把握や指示・協議等に係る技術資料を作成等を目的とする。	第2条	業務目的 本仕様書は、各地域振興局(支庁)建設部において適切な施工と良質な品質確保のため、施行状況の照合及び確認・把握や指示・協議等に係る技術資料を作成等を目的とする。													
第3条	業務期間 業務期間は、令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日までとする。	第3条	業務期間 業務期間は、令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日までとする。													
第4条	準拠図書 本業務は、契約図書によるほか、関連法令及び条例を遵守した上で、次の仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準等に基づき履行するものとする。	第4条	準拠図書 本業務は、契約図書によるほか、関連法令及び条例を遵守した上で、次の仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準等に基づき履行するものとする。													
第5条	〇発注者支援業務共通仕様書(令和7年3月鹿児島県土木部制定) 前払い金及び部分払い 本業務は、請負金額の10分の3以内の前金払の支払いを請求することができるものとする。 なお、部分払いは行わないものとする。	第5条	〇発注者支援業務共通仕様書(令和3年3月鹿児島県土木部制定) 前払い金及び部分払い 本業務は、請負金額の10分の3以内の前金払の支払いを請求することができるものとする。 なお、部分払いは行わないものとする。	R7に更新												
第6条	主任技術者及び担当技術者の資格等 本業務に従事する主任技術者及び担当技術者の資格等は、次のとおりとする。	第6条	主任技術者及び担当技術者の資格等 本業務に従事する主任技術者及び担当技術者の資格等は、次のとおりとする。													
<table><tr><th>職 階</th><th>資 格 等</th></tr><tr><td>主任技術者</td><td>次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門） ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者又は土木学会一級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者</td></tr><tr><td>担当技術者</td><td>次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門）、技術士補（地設部門） ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者、土木学会一級土木技師者又は土木学会2級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、国、特別法人等又は地方公共団体が発注した土木工事に関する「施工管理」又は、公共工事の発注者として「工事の施工管理又は監理職員又は検査職員」として従事した経験</td></tr></table>		職 階	資 格 等	主任技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門） ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者又は土木学会一級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者	担当技術者	次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門）、技術士補（地設部門） ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者、土木学会一級土木技師者又は土木学会2級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、国、特別法人等又は地方公共団体が発注した土木工事に関する「施工管理」又は、公共工事の発注者として「工事の施工管理又は監理職員又は検査職員」として従事した経験	<table><tr><th>職 階</th><th>資 格 等</th></tr><tr><td>主任技術者</td><td>次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門） ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者又は土木学会一級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者</td></tr><tr><td>担当技術者</td><td>次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門）、技術士補（地設部門） ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者、土木学会一級土木技師者又は土木学会2級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、国、特別法人等又は地方公共団体が発注した土木工事に関する「施工管理」又は、公共工事の発注者として「工事の施工管理又は監理職員又は検査職員」として従事した経験</td></tr></table>		職 階	資 格 等	主任技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門） ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者又は土木学会一級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者	担当技術者	次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門）、技術士補（地設部門） ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者、土木学会一級土木技師者又は土木学会2級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、国、特別法人等又は地方公共団体が発注した土木工事に関する「施工管理」又は、公共工事の発注者として「工事の施工管理又は監理職員又は検査職員」として従事した経験	
職 階	資 格 等															
主任技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門） ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者又は土木学会一級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者															
担当技術者	次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門）、技術士補（地設部門） ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者、土木学会一級土木技師者又は土木学会2級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、国、特別法人等又は地方公共団体が発注した土木工事に関する「施工管理」又は、公共工事の発注者として「工事の施工管理又は監理職員又は検査職員」として従事した経験															
職 階	資 格 等															
主任技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門） ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者又は土木学会一級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者															
担当技術者	次のいずれかの資格等を有するか、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士（総合技術専門部門一級造又は地設部門）、技術士補（地設部門） ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技師者、土木学会上級土木技師者、土木学会一級土木技師者又は土木学会2級土木技師者 ④ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ） ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の範囲に限る） ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 過去に同種（※）業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、国、特別法人等又は地方公共団体が発注した土木工事に関する「施工管理」又は、公共工事の発注者として「工事の施工管理又は監理職員又は検査職員」として従事した経験															

改定案(令和7年版)		現行(令和3年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
第7条	業務計画書 1 受注者は、共通仕様書第1010条に基づき業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 2 本業務の実施体制として、担当技術者の配置計画等を記載するものとする。	第7条	業務計画書 1 受注者は、共通仕様書第1010条に基づき業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 2 本業務の実施体制として、担当技術者の配置計画等を記載するものとする。	
第8条	業務内容 1 本業務の範囲は共通仕様書第3002条によるものとする。 2 対象工事内容は、別紙1「対象工種一覧表」のとおりであるが、工種内容を変更する場合がある。	第8条	業務内容 1 本業務の範囲は共通仕様書第3002条によるものとする。 2 対象工事内容は、別紙1「対象工種一覧表」のとおりであるが、工種内容を変更する場合がある。	
第9条	業務内容の契約変更 本業務の数量は、別添「数量総括表」のとおりとするが、各執行機関の監督職員等の指示等により、数量及び業務の内容に変更が生じる場合は、直ちに書面で発注者に報告するものとする。	第9条	業務内容の契約変更 本業務の数量は、別添「数量総括表」のとおりとするが、各執行機関の監督職員等の指示等により、数量及び業務の内容に変更が生じる場合は、直ちに書面で発注者に報告するものとする。	
第10条	業務打合せ等 1 業務打合せの内容等 主任技術者は、工事現場の状況等を把握した上で、共通仕様書第1009条の定める打合せを行うものとする。 なお、本業務は業務着手時と完了時に各1回、下記事項について監督職員と打合せを行うものとする。 ①業務内容 ②業務の履行状況の確認 ③その他業務の実施上の必要となる事項	第10条	業務打合せ等 1 業務打合せの内容等 主任技術者は、工事現場の状況等を把握した上で、共通仕様書第1009条の定める打合せを行うものとする。 なお、本業務は業務着手時と完了時に各1回、下記事項について監督職員と打合せを行うものとする。 ①業務内容 ②業務の履行状況の確認 ③その他業務の実施上の必要となる事項	
	2 業務報告書 共通仕様書第3005条の規定に基づき、月毎に業務報告書により業務の実施内容等を報告することを原則とするが、前条の規定に基づく打合せ、協議により報告、または提出期限が別途定められているものについては、その協議に基づき実施するものとする。		2 業務報告書 共通仕様書第3005条の規定に基づき、月毎に業務報告書により業務の実施内容等を報告することを原則とするが、前条の規定に基づく打合せ、協議により報告、または提出期限が別途定められているものについては、その協議に基づき実施するものとする。	
第11条	施設等の使用 本業務の履行にあたり、特記仕様書第1条で想定する業務場所において使用する発注者所有施設の使用料及び同場所使用する光熱水料は原則、受注者の負担とする。	第11条	施設等の使用 本業務の履行にあたり、特記仕様書第1条で想定する業務場所において使用する発注者所有施設の使用料及び同場所使用する光熱水料は原則、受注者の負担とする。	
第12条	成果物 共通仕様書第3006条に規定する事項に加え、業務履行に必要な各種資料・調査結果等を併せて報告書として提出するものとする。	第12条	成果物 共通仕様書第3006条に規定する事項に加え、業務履行に必要な各種資料・調査結果等を併せて報告書として提出するものとする。	
第13条	電子納品 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「 鹿児島県電子納品ガイドライン 」及び「 鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き 」(以下「 電子納品ガイドライン等 」という。))に基づいて作成した電子データを指す。 【鹿児島県ウェブサイト】 ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。 また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は、正本1部提出する。 電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。	第13条	電子納品 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「 鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(令和2年3月) 」(以下「 ガイドライン 」という。))に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。 【鹿児島県ウェブサイト】 ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。	ガイドラインの更新
第14条	疑義 本業務履行中に疑義を生じた場合、又は記載なき事項については、監督職員と受注者の協議によるものとする。	第14条	疑義 本業務履行中に疑義を生じた場合、又は記載なき事項については、監督職員と受注者の協議によるものとする。	情報共有システムを用いた場合の追記